

(平成22年9月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認千葉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	21 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	15 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	48 件
国民年金関係	22 件
厚生年金関係	26 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年12月から50年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年12月から50年3月まで

私は、昭和49年12月に会社を退職し、50年1月に区役所で国民年金の加入手続を行い、その場で三枚複写の納付書を発行してもらい、区役所の窓口で49年12月及び50年1月分の国民年金保険料を納付した。同年2月分は当月に納付し、同年3月から再就職が決まっていたが国民年金の未納期間ができると困るので、入社前に3月分の保険料を納付した。申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、二つの国民年金手帳記号番号の払出しを受けており、当初の手帳記号番号は、申立人の前後の任意加入者の資格取得日から昭和50年1月ごろにA区において払い出されたことが推認されることから、申立期間の国民年金保険料は現年度納付することが可能である。

また、申立人が申述する申立期間当時の納付方法、納付書の様式は当時の取扱いと一致するほか、納付場所等の記憶も具体的である。

さらに、申立期間は4か月と短期間であり、申立期間以降の保険料は納付済みとなっていることから、申立人の国民年金の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

しかしながら、申立期間のうち、昭和50年3月については、申立人は厚生年金保険被保険者であり、国民年金の被保険者となり得る期間ではないことが明らかであることから、年金記録の訂正を行うことはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年3月、同年9月、5年1月、同年3月及び同年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年3月
② 平成4年9月
③ 平成5年1月
④ 平成5年3月及び同年4月

私は、現在勤務している会社に平成6年5月16日に入社するまで、自分で国民年金保険料をすべて納付してきたはずなのに、申立期間が未納とされていることは納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間については、申立期間①から③まではそれぞれ1か月、申立期間④は2か月と、合計しても5か月と短期間である上、いずれも前後の期間の国民年金保険料は納付済みである。

また、申立人は、平成4年2月分の保険料を6年3月4日に過年度納付したのを始めとして、申立期間及び5年11月分を除き、国民年金加入期間の保険料を納期限の2年後に、1か月分ずつ過年度納付しており、6年4月分を8年5月27日に納付し終えるまで継続して納付していることから、申立期間の保険料もその前後の期間と同じく過年度納付していたものと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案 2778

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年4月から63年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年4月から63年9月まで

私は、大学院生であった昭和62年4月ごろ国民年金の任意加入手続を行い、国民年金保険料を自分で納付してきたのに申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、オンライン記録では、国民年金に未加入の期間とされているところ、申立人が所持する年金手帳の「国民年金の記録」欄には、昭和62年4月1日に国民年金被保険者資格を任意で取得し、平成2年4月1日に資格を喪失したことが記載され、A市の押印があることが確認できる。

また、申立期間以降の被保険者期間も任意加入期間で、国民年金保険料はすべて現年度で納付しており、納付意識の高さがうかがわれる。

さらに、申立期間は18か月とおおむね短期間である上、任意加入した直後から未納とすることは考え難く、申立期間の保険料は納付したものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料は納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年4月から51年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年5月から51年9月まで

私は、国民年金に加入していなかったが、父に勧められて昭和51年9月に国民年金の加入手続を行い、集金人にそれまでの国民年金保険料をまとめて納付したはずであり、申立期間が未納とされていることは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が昭和50年5月ごろに払い出されていることが確認できる。

また、当該手帳記号番号に係る特殊台帳によると、昭和50年4月1日に国民年金の強制加入被保険者として資格を取得し、同年4月から同年6月までの国民年金保険料を納付したこと、及び「取下」と記載されていることが確認でき、当該台帳の記録は申立人の基礎年金番号には統合されていない上、納付済保険料が還付された形跡は認められないことから、申立人に係る国民年金の記録管理に行政側の事務処理の不手際が認められる。

さらに、申立人に国民年金の加入を勧めた申立人の父は、昭和45年1月から49年12月まで、申立人の母は36年4月から58年8月まで、それぞれ国民年金の加入期間はすべて保険料を納付済みであり、その納付意識の高さがうかがわれる。

加えて、申立人の手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得時期及び年金手帳の交付日から、申立人が国民年金の加入手続を行ったのは昭和53年10月ごろと推認でき、確認できた別の手帳記号番号の加入について、申

立人の兄は「父が加入手続をとったかもしれない。」と述べていることから、申立人が国民年金の加入手続を行った時点では別の手帳記号番号があり、50年4月から51年9月までの保険料は納付済みとなっていたと考えても不自然ではない。

一方、申立期間のうち、昭和50年3月以前の期間は現在の手帳記号番号及び取り下げられている別の手帳記号番号でも未加入の期間とされ、制度上、保険料を納付することができない期間である。

また、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに昭和50年3月以前の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和50年4月から51年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案 2780

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 2 月から同年 3 月までの期間及び 60 年 4 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 2 月から同年 3 月まで
② 昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月まで

私の申立期間の国民年金保険料は、夫が納付してくれていたはずであり、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①は 2 か月、申立期間②は 12 か月とそれぞれ短期間であり、申立期間①の前後の期間の国民年金保険料はそれぞれ納付済みである上、申立人が所持する年金手帳には、昭和 56 年 4 月に国民年金に加入していたことのみ記載されており、資格を喪失した記載がないことを踏まえると、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものとするのが自然である。

さらに、申立人の夫は、申立期間の前後を通して同一事業所に勤務しており、経済的に安定していたものと推認できることから申立期間のみを納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年1月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年9月から43年9月まで
② 昭和44年10月から48年12月まで

私は、結婚後、A市役所B出張所で国民年金の加入手続を行い、毎月、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に集金人に納付した。また、C区でまとめて納付した記憶もある。申立期間について、夫は納付済みであるのに、私が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人は、昭和50年3月7日にC区で国民年金の加入手続を行っており、この時点で申立期間②の一部を含む48年1月から49年3月までの期間は過年度納付が可能であり、そのうち同年1月から同年3月までの期間は過年度納付を行っていることが確認できる上、同時期に当該期間の国民年金保険料額よりも高い保険料額を特例納付していることから、申立期間②のうち、48年1月から同年12月までの保険料は納付していたものと考えるのが自然である。

一方、申立人はA市役所B出張所で加入手続を行い、その夫と一緒に保険料を集金人に納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年3月にC区において払い出されており、A市において手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、通常集金人に納付する場合は、現年度で保険料を納付することとなるが、払出し時点において、申立期間①及び②の保険料は、現年度納付することができない。

また、申立期間①については、当初任意未加入の期間であったが、平成

2年2月27日に国民年金第3号被保険者の手続を行ったときに、申立人の夫が厚生年金保険を昭和39年9月に資格喪失していることが判明したことから、資格記録が追加されたものであり、それまでは未加入の期間となり、制度上、保険料を納付することはできない期間である。

さらに、申立期間②のうち、昭和44年10月から47年12月までの期間については、オンライン記録によると申立人は44年5月から同年9月までの期間の保険料を第2回特例納付により納付していることが確認でき、同年10月から47年12月までの期間についても特例納付により保険料を納付することが可能であったものと考えられるが、申立人にさかのぼって保険料を納付した記憶は無いと述べている上、当該期間を納付しなければならない特段の事情もうかがえないことから、当該特例納付以外に特例納付を行っていたとまでは推認できない。

加えて、申立人が申立期間①及び申立期間②のうち昭和44年10月から47年12月までの期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年1月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和51年2月23日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年2月23日から同年3月23日まで

私は、昭和46年4月にA社に入社し、平成16年9月に退職するまで継続して勤務したが、途中、昭和51年2月23日付けで同社D事業所から同社C支店に転勤したとき、同社C支店の厚生年金保険の加入記録が1か月欠落しているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が申立人に発行した職歴証明書、身上書及び申立人の所持する給与支給明細書から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和51年2月23日に同社D事業所（オンライン記録上は同社本店）から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店に係る昭和51年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、16万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は厚生年金保険被保険者資格取得届の記載を誤ったと認めていることから、昭和51年3月23日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月分の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与からそれぞれ控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額の記録をそれぞれ118万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年6月15日
② 平成16年12月15日

平成16年度の賞与から控除された厚生年金保険料が年金記録に反映されていないので、訂正願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給与明細書により、申立人は、平成16年6月15日及び同年12月15日において、その主張する標準賞与額（118万7,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与からそれぞれ控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和28年9月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年7月31日から同年9月21日まで

私は、昭和28年3月25日にA社に入社し、4か月の研修を経て、いつ転勤になったのかは覚えていないが、同社C支店に勤務後、同社D営業所、同社本社などに継続して勤務し、平成6年9月20日に退職した。申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているため、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が提出した社員名簿及び申立人の所持する40箇年勤続賞から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し(同社本社から同社C支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人の所持する写真により、申立人は、申立期間中の昭和28年8月にE県F市内で行われた社内の野球大会に参加していることが確認でき、同年8月はG工場に勤務していたと考えられること、及び申立人の被保険者記録により、A社の異動が各月の21日に行われていることが多く見受けられることから、同年9月21日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和

28年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場（現在は、C社）における資格取得日に係る記録を昭和33年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年8月1日から同年9月1日まで

私は、昭和33年8月1日にD社E工場からA社B工場に転勤した。何回も転勤しているのに、この期間の厚生年金保険の記録だけが1か月欠落していることは納得できないので記録の訂正を求める。

第3 委員会の判断の理由

事業主の回答及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人はC社及びその関連会社に継続して勤務し（同社E工場からA社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、D社E工場に勤務していた元同僚の供述から、昭和33年8月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和33年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の申立てどおりの届出を行っていないと回答していることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和33年8月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 9 月 1 日から 43 年 5 月 26 日まで
② 昭和 44 年 5 月 10 日から 47 年 10 月 1 日まで

私は、申立期間に係る脱退手当金を昭和 47 年 12 月 12 日に支給されたことになっているが、受給した記憶が無い。

出産(昭和 47 年*月*日)の前日まで勤務し、それ以降は会社へ出勤せず、会社の従業員とも会っていないので、脱退手当金の支給について調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

本来、脱退手当金を支給する場合、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間以外の厚生年金保険被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、本人が申請手続を行ったとは考え難い。

また、申立期間である二つの脱退手当金の支給対象期間の間にあるA社の被保険者期間は、支給対象期間となっている期間と同一の被保険者記号番号で管理されているにもかかわらず、支給対象期間となっていないことから、社会保険事務所(当時)の支給裁定事務処理に不自然さが認められる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和51年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和2年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和51年10月1日から同年11月1日まで

私は、昭和51年10月1日付けの辞令で、当時勤務していたA社本社から同社B支店に転勤となった。異動の際の厚生年金保険被保険者資格取得日の相違で、同年10月分の被保険者記録が欠落している。勤務は継続し、厚生年金保険料は給与から控除されていたと思われるので、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間であったと認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、事業主から提出された申立人の社員名簿及び事業主からの回答書から判断すると、申立人は申立期間においてA社に継続して勤務し（昭和51年10月1日に同社本社から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和51年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和20年9月26日に船員保険の被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を同日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20年9月から21年1月までは100円、同年2月及び同年3月は250円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年9月26日から21年4月1日まで

私は、終戦により、B学校を昭和20年9月25日に繰り上げ卒業した後、同年9月26日からA事業所に勤務した。当初はC県で自宅待機だったが、D（機関）の命で同年12月にE（地名）に出頭して待機、21年2月20日にF（船名）に乗船し、同年8月までG海域のH（作業）に従事した。

A事業所に入社してから昭和21年3月まで船員保険の記録が無いが、同僚にこの期間の記録がある者があり、私の船員保険の記録が無いことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が氏名を挙げた、B学校の同期生で同時期にA事業所に勤務した元同僚は、「B学校在学中に、学校側から「卒業後はA事業所に勤務する。」との説明を受けた。同事業所への勤務は、徴用のようなものであった。」と供述している上、当該元同僚は、申立期間にA事業所に船員保険の被保険者記録があることが確認できる。

また、I学校から提出された申立人のB学校の卒業証明書、J（機関）が保管する申立人の人事記録、申立期間に船員保険被保険者記録を有する上記元同僚の証言及び申立人の勤務に関する詳細な供述から、申立人は、昭和20年9月25日にB学校K科を卒業し、同年9月26日にA事業所にL（職種）として採用され、M（職種）であった期間を経て、21年2月20

日から同年8月25日まで、F（船名）に、N（職種）として乗船していたことが認められる。

さらに、船員保険被保険者台帳では、申立人は船員保険において、昭和21年4月1日に被保険者資格を取得しているところ、当初、申立人の資格取得日は同年11月1日と記載されているが、後に同年4月1日に変更され、本来記載すべき資格取得年月日が記入欄の欄外に記載されるなど、後日加筆訂正された形跡が認められ、申立人の記録が適切に管理されていなかった状況がうかがえ、A事業所に係る船員保険被保険者台帳における申立人の船員保険の資格取得日に係る記録は有効なものとは認め難い。

これらを総合的に判断すると、A事業所は申立人が主張する昭和20年9月26日に船員保険の被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、B学校の同期生で同時期にA事業所に勤務した元同僚の記録から、昭和20年9月から21年1月までは100円、同年2月及び同年3月は250円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和39年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年10月27日から同年11月1日まで

私は、昭和35年4月から平成10年2月末まで、継続してA社に勤務していた。厚生年金保険の加入期間に欠落は無いはずなので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された厚生年金保険被保険者台帳及び在籍証明書から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和39年11月1日に同社B支店から同社本店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社から提出された申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人のA社B支店における資格喪失日を昭和39年11月1日とすべきところ、誤って同年10月27日として届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年10月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月 1 日から 39 年 3 月 1 日まで
② 昭和 43 年 1 月 29 日から 44 年 8 月 18 日まで

私の厚生年金保険被保険者の記録は、申立期間①については、A社、申立期間②については、B社の脱退手当金を受給していることになっているが、受給していない。受給していたとしても、最初に勤務した会社と最後に勤務した会社の被保険者期間だけ受給しているのはおかしいので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、4回の被保険者期間のうち、申立期間①と申立期間②の間にある2回の被保険者期間(計41か月)についてはその計算の基礎とされていないことから、本人申請が行われたとは考え難い。

また、未請求となっている被保険者期間と申立期間である2回の被保険者期間は同一番号で管理されていることから、社会保険事務所(当時)の裁定事務処理に不適切な取扱いが認められる。

さらに、申立人は、脱退手当金の支給が決定されたとする日(昭和44年10月*日)のおおむね1年前(43年11月*日)に婚姻し、B社の厚生年金保険被保険者名簿は氏名変更処理が行われているが、申立人の厚生年金保険被保険者番号払出簿は旧姓のままとなっており、社会保険事務所の記録管理に不備が認められる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月 1 日から 38 年 10 月 1 日まで

私は、平成 20 年 6 月ごろ社会保険事務所（当時）で年金記録を確認したとき、脱退手当金を受給済みと言われた。A社B工場に勤務していた昭和 32 年 4 月 1 日から 38 年 10 月 1 日までの期間の脱退手当金を受給したことになるが、受給していないので、記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 11 か月後の昭和 39 年 9 月 18 日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人の厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるところ、申立人は、昭和 38 年 10 月 * 日に結婚し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年10月5日から38年8月19日まで
② 昭和39年1月7日から41年2月20日まで
③ 昭和41年6月1日から43年3月1日まで
④ 昭和43年4月1日から同年7月1日まで
⑤ 昭和43年11月1日から44年8月10日まで

私は、申立期間⑤以前に厚生年金保険に加入していた7社のうち5社について、脱退手当金が支給されたと記録されているが受給した覚えがなく、納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、7回の被保険者期間のうち申立期間①より前の2回の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。

また、申立人は、脱退手当金が支給決定されたこととされている日からまもなくして別の事業所に再就職し、厚生年金保険の被保険者となっていることを踏まえると、再就職する直前に脱退手当金を受給することは不自然である。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年10月1日から同年12月10日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年10月1日、資格喪失日に係る記録を同年12月10日に訂正し、当該期間の標準報酬額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年5月から42年11月まで

私は、昭和41年5月ごろに、既に勤務していた兄の紹介でA社に入社した。その後、42年11月ごろ退職したが、当該期間の厚生年金保険が未加入となっているので調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 雇用保険の加入記録、事業主及び当時の同僚の証言から判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和41年10月1日から同年12月10日まではA社に勤務していたことが認められる。

また、申立人が供述した当時の当該事業所の従業員数とオンライン記録上の厚生年金保険被保険者数がおおむね一致するため、当時、当該事業所においては、ほぼすべての従業員が厚生年金保険に加入していたと考えられる。

さらに、申立人は、「兄の紹介で当該事業所に入社した。」と供述しているところ、その兄の雇用保険の加入記録は昭和40年6月1日が資格取得日であり、42年1月31日が離職日であることが確認でき、厚生年金保険被保険者記録は、40年6月20日資格取得、42年2月1日資格喪失となっており、ほぼ加入記録が一致しており、雇用保険の記録を確認することができたほかの元同僚3人も、雇用保険の資格取得日には厚生年

金保険に加入していることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、当該事業所において申立人と同年齢で同時期に資格取得している同僚の社会保険事務所（当時）の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主は社会保険事務所へ資格の取得及び喪失に係る届出を行っておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和41年10月及び同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 一方、申立人の申立期間のうち昭和41年5月から同年10月1日までの期間及び同年12月10日から42年11月までの期間について、事業主及び当時の同僚に、申立人の勤務実態について照会したところ、具体的な証言は得られず、申立人自身もその兄の紹介で入社したと供述しているが、その入社時期は20歳になる前と供述するのみであり、勤務期間が特定できない。

また、事業主は、「中途採用の職人については技術を有することが採用の条件であり、様子を見て辞めてもらうこともあった。」と供述している。

このほか、申立人の当該期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 2408

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和19年10月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、20年6月1日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったものと認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日、及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から20年8月まで

私は、昭和16年5月から20年8月までA社のB課C室にD（職種）として継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険に未加入の期間とされている。19年10月から姓が変わったことはあったが、同年9月まで勤務していたので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人と同一生年月日で同姓同名の厚生年金保険の被保険者記録が確認できるとともに、当該被保険者の資格取得日は、昭和19年6月1日、資格喪失日は20年6月1日と記載されており、申立期間とほぼ一致する。

また、上記名簿の当該被保険者欄には線が引かれているが、その理由において、日本年金機構は不明と回答している上、申立人の申立期間当時の複数の同僚は、「時期は不明だが、申立人はD（職種）として勤務しており正社員だったと思う。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人が昭和19年6月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、20年6月1日に資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所（当時）に行い、女子労働者の保険料の徴収が開始された19年10月1日から20年6月1日までの期間について厚生年金保険

の被保険者であったことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額は、上記被保険者名簿では判読ができないことから、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

なお、申立期間のうち、昭和20年6月1日から同年8月までの期間については、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主の所在も不明である上、複数の元同僚から聴取しても申立人が当該期間に勤務していたことの証言を得ることはできないことから、申立人の同社における勤務期間や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間のうち昭和20年6月1日から同年8月までの期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年2月2日から同年4月9日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を同年4月1日に、A社における資格取得日に係る記録を同日に訂正し、同年2月及び同年3月の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立期間のうち、昭和44年1月31日から同年2月1日までの期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を43年12月10日に、同社C支店における資格取得日に係る記録を同日に訂正し、同年12月及び44年1月の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年2月2日から同年4月9日まで
② 昭和44年1月31日から同年2月1日まで

私は、A社に継続して勤務していたが、同社B工場から同社本社へ異動した昭和38年2月2日から同年4月9日までの期間、及び同社B工場から同社C支店へ異動した44年1月31日から同年2月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者期間として認められないと社会保険事務所(当時)から回答を受けた。納得できないので、調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A社から提出された社員名簿、雇用保険の加入記録及び事業主の供述から判断すると、申立人は同社に継続して勤務

し（昭和38年4月1日に同社B工場から同社本社に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和38年1月の社会保険事務所の記録から2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日及び取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間②については、A社から提出された社員名簿及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和43年12月10日に同社B工場から同社C支店に異動）、当該期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和44年2月の社会保険事務所の記録から6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

千葉厚生年金 事案 2410

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、平成12年3月から13年5月までは30万円、同年6月から14年6月までは34万円、同年7月から同年9月までは14万2,000円、同年10月から同年12月までは13万4,000円であったことが認められることから、申立期間に係る標準報酬月額を、申立期間当時に当初届け出られた標準報酬月額に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年3月1日から15年1月8日まで
私がA社に勤務していた平成12年3月から14年12月までの標準報酬月額
の記録が、すべて9万8,000円となっているが、この期間は30万円
以上の給与を受け取っていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の源泉徴収票の社会保険料の控除額から判断すると、申立人は、平成12年3月から13年5月までは30万円、同年6月から14年6月までは34万円、同年7月から同年9月までは14万2,000円、同年10月から同年12月までは13万4,000円の標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該事業所に係るオンライン記録の厚生年金保険被保険者記録において、A社は平成15年1月8日に休業を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、その翌日の同年1月9日付けで申立人の標準報酬月額の記録を、12年3月から13年5月までは30万円から、同年6月から14年6月までは34万円から、同年7月から同年9月までは14万2,000円から、同年10月から同年12月までは13万4,000円から、それぞれ9万8,000円に遡^{そきゆう}及して訂正されていることが確認できる。

さらに、平成15年1月8日に当該事業所が厚生年金保険の適用事業所で

はなくなった日に資格を喪失した申立人を含む 14 人全員が、同年 1 月 9 日付けで遡及して標準報酬月額が訂正されていることが確認できる。

加えて、当該事業所の閉鎖登記簿謄本の役員欄に申立人の氏名は無く、複数の元同僚が、「申立人は経理関係の担当ではなく、B（職種）であった。また、役職にも就いていなかった。」と証言していることから、当該事業所において、当該標準報酬月額の訂正に関与していなかったものと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所においてこのような処理を行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録が有効なものとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成 12 年 3 月から 13 年 5 月までは 30 万円、同年 6 月から 14 年 6 月までは 34 万円、同年 7 月から同年 9 月までは 14 万 2,000 円、同年 10 月から同年 12 月までは 13 万 4,000 円と訂正することが必要である。

一方、申立期間のうち平成 14 年 7 月から同年 12 月までの期間については、申立人は当該事業所が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額が実際の給与の月額に相当する標準報酬月額と比べて低いと主張しているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料控除額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人から提出された申立人名義の預金通帳により、申立人が主張するとおり、当該期間において、申立人は当該事業所から社会保険事務所に届け出た標準報酬月額の決定の基礎となる報酬月額よりも高額な振込みが定期的に行われていたことは確認できるが、申立人から提出された平成 14 年分の給与所得の源泉徴収票の社会保険料等の記載金額から、申立人は遡及訂正前の標準報酬月額に基づく保険料に相当する金額を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、特例法による保険給付の対象にあたらないため、訂正を行わない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年6月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年6月から39年3月まで

私の母は、私が20歳になったときに国民年金の加入手続を行い、学校を卒業した昭和39年3月までの国民年金保険料を納付していたとのことである。国民年金手帳や保険料の納付を証明する書類は火災で焼失した。申立期間について未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA市に居住し、市内の学校に在学していたときにB県C郡D町（現在は、E市）に居住していた申立人の母が申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張するところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の任意加入者の資格取得日から昭和49年6月ごろにF市において払い出され、同時期に加入手続が行われたものと推認されることから、申立期間当時、申立人の母がD町において加入手続を行ったとする主張と相違している。

また、手帳記号番号が払い出される以前の期間である申立期間は、国民年金に未加入の期間であり、保険料を納付することができない期間である上、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人の氏名は無く、ほかにA市及びD町において申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立期間当時、D町に払い出された手帳記号番号に欠番も無い。

さらに、申立人は申立期間における国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していない上、申立人の加入手続及び保険料を納付したとする申立人の母は既に亡くなっており、証言を得ることはできず、申立期間における加入手続及び保険料の納付状況は不明である。

加えて、口頭意見陳述を行った結果においても申立人の母が申立人の国民年金の加入手続及び保険料を納付したことをうかがわせる具体的な事情は見当たらない。

このほか、申立人の母が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 2783 (事案 252 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年6月から39年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年6月から39年12月まで

私が20歳になったとき、父が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は納税組合を通して両親の分と一緒に納付していた。申立期間の両親の保険料は納付済みとなっている上、年金手帳再交付の際、市役所で以前から納付していたことを告げると、資格記録欄の記載が訂正されたことから申立期間の保険料は納付していたはずであり、前回の審議結果に納得できないため、再審議してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を現年度納付していたと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和40年11月に払い出されたことが確認できる上、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく平成20年6月18日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

今回、申立人は、昭和37年6月ごろ、申立人の父が市役所で国民年金の加入手続を行ったと改めて主張しているところ、年金事務所において同年6月から40年11月までに払い出された手帳記号番号について国民年金手帳記号番号払出簿による縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことは確認できず、申立期間の保険料を別の手帳記号番号で納付していた事情はうかがえない。

また、申立期間に係る保険料の納付については、納付をうかがわせる新たな資料等が提出されておらず、当該主張は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 2784 (事案 1485 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年7月から52年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年7月から52年12月まで

申立期間当時、私の夫がA(機関)に勤務しており、危険が伴う職業ゆえに将来の生活に不安を覚えていた。昭和45年7月ごろ、子供の学校の保護者会の出席者から国民年金の任意加入制度を教えてもらい、B市(現在は、C市)で国民年金の加入手続を行ったことをはっきり覚えている。申立期間の国民年金保険料の納付記録が無いという通知を受け取ったが納得できず、再審議してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のB市での国民年金手帳記号番号の払出しは、昭和53年2月以降であることが確認でき、申立人が任意加入する以前の期間である申立期間は未加入期間であることから、国民年金保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていた形跡もうかがえないとして、既に当委員会の決定に基づく平成21年7月22日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

今回、申立人は、昭和45年7月ごろ、B市で国民年金の加入手続を行ったと改めて主張しているところ、同年7月から52年12月までの期間に同市に払い出された手帳記号番号について国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を再度行った結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことは確認できず、申立期間の保険料を別の手帳記号番号で納付していた事情はうかがえない。

また、申立期間に係る保険料の納付については、納付をうかがわせる新たな資料等が提出されておらず、当該主張は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年3月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年3月から同年8月まで

私は、平成9年3月に勤務先を退職後、国民年金第3号被保険者として資格取得届を提出し、厚生年金保険から国民年金の切替手続を行った。

また、申立期間のうち平成9年6月以降は、第1号被保険者として国民年金保険料を納付したのに、いずれも未加入とされていることは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成9年3月に勤務先を退職後、国民年金第3号被保険者として資格取得届を提出したと申述しているところ、申立人の所持する年金手帳の「国民年金の記録」欄には、申立期間に係る被保険者の資格取得及び種別変更の記載は無く、資格取得及び第3号被保険者への種別変更の届出を行った形跡は見当たらないことから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料の納付ができない期間である。

また、申立期間当時、第3号被保険者の認定については、被保険者からの届出に基づき行うところ、申立人は、自身が当該届出を行った状況について覚えておらず、具体的な届出状況が不明である。

さらに、申立期間は基礎年金番号制度導入後の期間であり、年金記録は同番号に基づく管理とされたところ、申立人には、既に基礎年金番号が通知されており、オンラインシステムによる氏名検索の結果、申立期間において申立人に別の基礎年金番号が付番されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年8月から8年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年8月から8年4月まで

私は、平成7年8月に会社を退職した後、厚生年金保険から国民年金へ切替手続きをしなければならないと思っていたので、国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付した。無職の間は親に保険料を肩代わりしてもらい、確かに納付したはずなのに、申立期間が未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する年金手帳には国民年金手帳記号番号が記載されておらず、申立期間において国民年金に加入した形跡は見当たらない上、資格記録はオンライン記録とも一致することから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索の結果、申立人の氏名は無く、申立人に手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、平成7年8月に会社を退職後、国民年金の加入手続きを行い、親の経済的援助を受けて保険料を納付したと申述する以外に申立人から具体的な申述は得られず、国民年金の加入手続き及び保険料の納付状況は不明である。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成12年3月から13年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年3月から13年3月まで

私の母は、平成14年2月ごろ、私の兄の国民年金の再加入手続と国民年金保険料の納付のために市役所のA課に行ったときに、私の申立期間の保険料も一緒に納付してくれた。私の兄の保険料は、職員の説明で2年2か月分が納付できるとのことで母が預金を引き出し、二人分で約50万円を納付したとのことである。申立期間について未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母が申立人の兄の国民年金の再加入手続を行った際、市役所において申立人の兄の国民年金保険料は、さかのぼって2年2か月分が納付可能であると説明を受け、申立人の保険料と合わせて納付したと申述しているところ、オンライン記録によると申立人の兄は、平成16年2月から18年3月までの2年2か月分の保険料を同年3月に納付していることが確認でき、申立人の兄の再加入手続は、市役所から受けた説明に基づき、保険料を納付した18年3月ごろに行われたものと推認されることから、14年2月ごろに申立人の兄の保険料と合わせて納付したとする申述と相違している。

また、申立人が所持する年金手帳には申立期間において国民年金に加入の記載は無く、オンライン記録と一致することから申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料は納付できない期間である。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索の結果、申立人に別の基礎年金番号が付番されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人の母が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連

資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 2 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 2 月から平成元年 3 月まで

私が 20 歳になった昭和 60 年*月ごろ、A 市役所で国民年金に任意加入し、国民年金保険料は郵送された納付書で母が納付した。納付記録は 62 年 2 月で国民年金の被保険者資格を喪失したことになっているが、国民年金の任意加入を辞める手続きをしたことはなく、同年 2 月から平成元年 3 月までの保険料は納付したはずであり、未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する年金手帳に記載されている国民年金被保険者資格は、当初、昭和 60 年 7 月 25 日に強制加入、61 年 4 月 1 日に資格喪失とされていたところ、A 市役所の訂正印で、60 年 7 月 25 日に任意加入、62 年 2 月 6 日に資格喪失として訂正されており、この記録はオンライン記録と一致することから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することはできない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人の氏名は無く、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付したとする申立人の母は、既に亡くなっているため、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付状況は不明である。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 3 月から平成 2 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 3 月から平成 2 年 3 月まで

私は 20 歳になったとき、大学に通うため A (地名) に住んでいたが、B 県 C 市役所から国民年金の加入手続書類が実家に送付されたので、母が C 市役所で国民年金の加入手続を行い、私が就職するまで国民年金保険料を納付していたと聞いている。申立期間が未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する年金手帳は、平成 2 年 4 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した際に交付されたもので、国民年金の記号番号及び資格取得の記載が無く、オンライン記録に国民年金の記録が無いことと一致することから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人の氏名は無く、申立人に手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は申立期間の保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料を納付したとする申立人の母は、申立人が 20 歳になったときに、C 市役所から国民年金の加入手続書類が送付されたと主張しているところ、申立人の除籍謄本の附票により、申立人は申立期間を含む昭和 61 年 4 月 3 日から平成 2 年 3 月 22 日まで、D 区の学生寮に住所があったことが確認でき、同市役所 E 課国民年金担当は、住民登録の無い者の国民年金の加入手続を行うことは無いと回答している。

加えて、申立人の母の記憶が不鮮明のため申立期間の具体的な納付状況

等は不明である上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 2790

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年度のうち3か月及び昭和44年4月から59年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年度のうち3か月
② 昭和44年4月から59年3月まで

私は、申立期間の国民年金保険料は納めたはずであり、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について毎月2万円又は1万円の国民年金保険料を自分で納付したと主張しているところ、申立期間当時の定額保険料とは大きな差異が見られるなど、申立人の申立期間に係る記憶は曖昧であり、申立期間の具体的な納付状況等は不明である。

また、申立期間は183か月と長期間である上、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人の氏名は無く、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成14年10月から16年6月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年10月から16年6月まで

私は、昭和47年1月に結婚後、夫の被扶養者となり64年1月から国民年金の第3号被保険者となっていたが、平成14年*月に夫が仕事中的交通事故で亡くなったことから収入が途絶えたため、すぐにA市役所のB課で収入証明を取り、同市のC課の窓口で国民年金の免除申請をしたはずであり、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成14年*月*日に申立人の夫が死亡してすぐにA市役所の窓口で国民年金の免除申請を行ったと主張するところ、オンライン記録では同年10月22日付けの国民年金第3号被保険者の資格の喪失及び第1号被保険者の資格の取得の処理が15年2月20日に行われていることから、この時点を基準にすると、申立期間のうち14年10月から同年12月までの期間をさかのぼって免除申請を行うことはできない。

また、オンライン記録により、平成16年6月8日まで国民年金保険料の納付書が作成されていることが確認でき、同年7月12日に免除申請が行われたことが記録されていることから、申立人の免除申請は同年7月に初めで行われたと考えるのが自然である。

さらに、申立期間の保険料が免除されていたことを示す関連資料（免除申請書控等）は無く、ほかに申立期間の保険料が免除されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 2792

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月から48年3月まで

私は、昭和47年*月*日に長男が生まれ、A区B出張所に出生届を提出したときに、申立期間に係る国民年金保険料をまとめて納付したはずであり、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A区B出張所に出生届を提出したときに、申立期間に係る国民年金保険料をまとめて納付したと主張しているところ、申立人は納付金額等についての記憶が曖昧であり、具体的な保険料の納付状況が不明である上、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和54年10月15日に社会保険事務所（当時）からA区に払い出された番号の一つであり、申立人の国民年金の加入手続は同日以降に行われ、20歳にさかのぼって国民年金被保険者の資格を取得したと推認されるが、この時点を基準にすると、申立期間の保険料は時効により納付することはできない。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人の氏名は無く、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年12月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年12月から58年3月まで

私は、昭和57年12月に退社し厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後、福祉関係の勉強を始め、翌58年には社会保険労務士試験を受験するなど、国民年金の知識は充分にあったので国民年金を未加入期間とすることは考えられない。また、国民年金の加入手続は同年1月に国民健康保険の加入手続と同時に行ったことを記憶しており、さらに、同年4月1日に厚生年金保険第4種（任意継続）被保険者資格取得の手続の際、社会保険事務所（当時）の窓口の担当者から「国民年金は自動的に脱退となります。」と説明を受けたことを明確に記憶している。当時のA市役所B課では国民年金及び国民健康保険の事務を同時に行っており、片方の加入手続だけしか行っていない場合には、職員が両制度の加入手続を行うよう促していたので、申立期間が未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する年金手帳に記載されている国民年金の記号番号は、昭和63年3月18日に社会保険事務所からA市に払い出されており、同市の保管する国民年金被保険者名簿によれば、申立人は同年8月25日に国民年金への加入手続を行い、同年8月1日付けで国民年金被保険者資格を取得したことが記録されており、申立人の年金手帳の「初めて被保険者となった日」の記載年月日及びオンライン記録の資格取得日とも一致することから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払

出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人自身が昭和 58 年 1 月に A 市役所において国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付したと申述しているが、年金手帳の交付、保険料額、納付方法などの具体的な納付状況等については不明瞭である上、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年9月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年9月から44年3月まで

私は、昭和42年9月に会社を辞め、同年10月に結婚して、44年3月に就職したが、この間19か月は、義父が国民年金保険料を納付したはずである。国民年金の加入手続はA町役場（現在は、B市役所）C出張所で行い、納付したと思われる。自分で加入手続や納付をしたわけではないので詳しいことは分からないが、義父から国民年金の加入手続をしておくとはっきり聞いていたので記録を確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和42年9月に会社を辞め44年3月に就職するまでの間、申立人の義父が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したはずであると主張しているところ、申立人は保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとするその義父は、既に亡くなっているため具体的な納付状況等は不明である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人の氏名は無く、申立人に手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人の義父が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 2795

第1 委員会の結論

申立人の平成2年9月の国民年金保険料は、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年9月

私は、平成2年9月に退社後、6か月以内にA市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したと記憶している。申立期間が未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する年金手帳には、国民年金の資格取得日が平成5年1月21日と記載されており、A市の保管する国民年金被保険者名簿の記録及びオンライン記録とも一致することから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成18年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年10月

私は、平成18年10月にA社を退職後、次の勤務先であるB社へ就職するまでの期間の国民年金保険料について、納付書が届き納付したはずであるのに、申立期間が未加入の記録とされていることは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社を退職後、市役所の窓口年金手帳を持参して国民年金への切替手続を行ったと主張しているが、申立人が所持する年金手帳には、平成15年9月25日に厚生年金保険に加入したことにより、国民年金の被保険者資格を喪失したことも、申立期間において国民年金の被保険者資格を取得したことも記載されておらず、申立期間において厚生年金保険から国民年金への切替手続を行ったことがうかがえない。

また、オンライン記録により、申立期間に係る国民年金の加入手続を促すため、平成20年8月26日に勧奨関連対象者一覧リストが作成されたことが確認でき、申立人に対し、同年9月上旬ごろに加入を促す最終的な勧奨状が送付されたと推認できるが、加入手続が行われた記録は存在しないことから、申立期間は未加入期間であり、申立期間に係る納付書が発行されたとは考え難い。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年8月から54年6月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年8月から54年6月まで

私は、昭和42年8月に国民年金に加入したが、当時、長期入院し、生活保護を受けていたので、国民年金保険料の免除申請をしたのに、社会保険事務所（当時）に照会しても、国民年金に加入してからすべての期間のオンライン記録が無いとの回答しか得られず、基礎年金番号に統合もされていないことは納得できないので、よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年8月に国民年金の加入手続を行い、長期入院のため生活保護を受けていたことから、国民年金保険料の免除申請をしたと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号から、同年8月ごろに国民年金の加入手続を行ったことは推認できる。

しかしながら、A市福祉事務所は、申立人の生活保護適用期間について、「昭和37年12月*日から39年7月*日まで」と回答しており、申立期間は生活保護の適用を受けておらず、申立人の主張とは相違する。

また、申立人は免除申請手続に関与しておらず、申立人が免除申請手続を行ったとする申立人の元妻とは連絡が取れないことから、申立期間に係る免除申請の実態は不明である。

さらに、申立期間は生活保護の適用期間ではないことから、法定免除の要件を満たしておらず、申請免除の場合、毎年度申請手続を行う必要があるが、申立期間すべてについて免除を受けるためには13回の申請手続が必要であり、そのいずれにおいても行政側が記録を誤るとは考え難い。

加えて、申立期間の保険料を免除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付または免除されていたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 2798 (事案 672 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年12月から48年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年12月から48年1月まで

当初の審議後、特に新しい事実又は証拠の書類等が見つかった訳ではないが、老齢年金の平成21年分の源泉徴収票が、22年になっても送付されて来ないので問い合わせたところ、私の分のデータが漏れていたことが判明した。このことから、私の申立期間の年金記録も、社会保険事務所(当時)で漏れたことは確実と思われるので、再調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i)申立人の申立期間に係る国民年金被保険者資格は、平成11年8月10日付けで、さかのぼって資格得喪の記録を追加しており、その時点では申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であること、ii)別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情が見当たらないこと、iii)保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)が無く、国民年金の加入状況、保険料額、保険料の納付方法についての申立人の記憶が明確ではないことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成20年10月22日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回の審議結果に納得できないとして再申立てを行っているが、新たな資料や情報は提出されていない。

また、申立人は、その妻と一緒に保険料を納付していたと主張しているが、その妻は、昭和46年度の保険料を昭和46年5月26日に前納していることから、同年12月11日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した申立人が一緒に保険料を納付したとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間当時、厚生年金保険から国民年金への切替手

続を行った場合、その妻についても、任意加入被保険者から強制加入被保険者へ種別変更されるのが自然であるが、種別変更手続が行われておらず、申立人が国民年金への切替手続を行った事情はうかがえない。

このほか、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から53年3月までの期間、同年8月から54年5月までの期間、55年1月から同年3月までの期間、同年9月から56年12月までの期間、57年4月から同年5月までの期間、同年8月及び58年4月から62年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年4月から53年3月まで
② 昭和53年8月から54年5月まで
③ 昭和55年1月から同年3月まで
④ 昭和55年9月から56年12月まで
⑤ 昭和57年4月から同年5月まで
⑥ 昭和57年8月
⑦ 昭和58年4月から62年3月まで

私は、国民年金に加入し、毎月納付書が届いたら銀行又は市役所内の銀行窓口で国民年金保険料を必ず納付していたので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を申立人の元夫の保険料と一緒に自ら納付したと主張しているが、申立人の元夫のオンライン記録は、申立期間①のうち昭和52年4月から同年10月までの期間は申請免除期間、同年11月及び同年12月は厚生年金保険期間、53年1月から同年3月までの期間は未納、申立期間⑥は厚生年金保険期間、申立期間②、③、④、⑤及び⑦は未納と記録されていることが確認できる。

また、申立人の申立期間のオンライン記録とA市の国民年金被保険者名簿検認記録の内容は一致しており、不自然な点は見られない。

さらに、申立人は、申立期間中にB市、C市、D市、E市及びA市と住

所を異動しているが、そのいずれにおいても行政側が記録を誤るとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 2800

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年10月から53年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月から53年8月まで

私が20歳になったとき、社会保険事務所(当時)から国民年金関係の書類が届いた。私は当時大学生で年金のことは余り気にしていなかったが、父がA市役所B支所に国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に行っていたことや父から私の保険料を納付していると言われたことを記憶している。

父が平成8年に亡くなり、その後「ねんきん特別便」が届き、当該期間が未納であることを知ったが、父の言葉を信じており、未納ということはないと思うので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父がA市役所B支所に国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に行ったこと、及び申立人の保険料を納付していると言われたことを記憶していると主張しているところ、申立人が20歳になった昭和49年*月からC共済組合に加入する53年9月までの期間に国民年金に加入した記録は無く、国民年金手帳記号番号が払い出されていないことから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することはできない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人の氏名は無く、申立人に手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年9月から44年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年9月から44年2月まで

申立期間については、私が昭和40年9月に厚生年金保険の適用事業所となっている会社を退職後、引き続き国民年金に加入するため義父が加入手続を行い、国民年金保険料を徴収に来ていた地域の納税組合の役員の方を通じて納付していたのに、申立期間が未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和40年9月に申立人の義父が国民年金の加入手続を行ってくれたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は国民年金手帳記号番号払出簿及び前後の手帳記号番号の任意加入者の資格取得日から44年11月に払い出されていることが確認でき、同時期に国民年金の加入手続を行ったものと推認できる。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立人は申立期間も申立期間後も同じ町に居住しているが、同じ町で同一人に二重に別の手帳記号番号を払い出すことは考え難く、申立期間は国民年金に未加入の期間であるため、制度上、国民年金保険料を納付することはできない期間である。

さらに、申立人は、義父は自分一人分だけではなく、義母の分の保険料も納付していたと思うと述べているが、義母に年金の加入履歴は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 2802

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年3月から55年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年3月から55年6月まで

私は、昭和55年10月ごろA町役場で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料をまとめて納付した。申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和56年10月2日にA町へ払い出された手帳記号番号の一つであり、申立人の手帳記号番号の前後の任意加入者の加入日から、申立人は57年8月ごろに国民年金の加入手続を行ったことが推認できる。

また、申立人の特殊台帳によると、昭和57年8月に55年7月以降の保険料を過年度納付していることが確認できる上、この時点では、第3回特例納付期間も終了していることから、申立期間は過年度納付及び特例納付はできない。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 2803

第1 委員会の結論

申立人の平成11年2月から12年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 2 月 から 12 年 2 月 まで

私は、市役所か社会保険事務所（当時）から送付された納付書で、遅れたことはあっても、郵便局やコンビニエンスストア等で、国民年金保険料を納付し続けていたはずなので、申立期間が未納とされていることは納得できない。調査して国民年金の納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、市役所か社会保険事務所から送付された納付書により、申立期間の国民年金保険料を納付し続けていたと主張するところ、オンライン記録によると、平成13年2月20日付けで、申立期間に係る国民年金の加入手続を促す適用勧奨が行われたことが確認できることから、加入手続前である申立期間は国民年金に未加入の期間であり、保険料を納付することができない期間である。

また、申立期間に係る資格取得及び資格喪失の記録は、15年1月28日における追加処理によるものであることが確認できることから、申立人は、同時期に国民年金の加入手続を行ったことが推認でき、当該時点においては、申立期間の保険料は時効により納付することができない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 7 月から 39 年 5 月まで
私は、昭和 38 年 7 月から 39 年 5 月まで、A 区 B に所在した C 社で D (職種) として勤務したが、この間の厚生年金保険の加入記録が無いことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が氏名を挙げた元同僚に C 社の厚生年金保険被保険者記録があること、及び申立人が所持する写真の撮影内容から、申立人は、期間は特定できないものの、申立期間当時、C 社に勤務していたことは推認できる

しかし、当該元同僚は既に亡くなっていることから、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間に被保険者記録のある者のうち連絡先が判明した 6 名に照会したところ、5 名から回答があったが、いずれも申立人のことを記憶していない上、上記写真には、申立人と共に元同僚 3 名が確認できるところ、そのうちの 2 名は、申立人の記憶は姓のみであるため個人を特定できず、ほかの 1 名も連絡先が不明であることから、申立人の申立期間当時の勤務実態について確認できない。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

加えて、C 社は、既に解散しており、当時の関連資料の所在は不明であり、申立期間当時の厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 2412

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 6 月 4 日から同年 7 月 26 日まで
② 昭和 33 年 8 月 1 日から 35 年 6 月 1 日まで

私は、申立期間①について、昭和 30 年 3 月 8 日から 33 年 7 月 27 日まで A 社に B (職種) として継続勤務していたのに、厚生年金保険の被保険者期間に欠落がある。また、申立期間②について、同年 8 月 1 日から、C 事業所 (当時) に勤務していたのに、厚生年金保険被保険者の資格取得日が 35 年 6 月 1 日になっている。これらの期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、複数の元同僚は、「申立人が A 社に勤務中に怪我をして、治療のため休職又は一度退職した記憶がある。」と供述している。

また、当該事業所は、「申立人の在職について、確認できる資料が無く不明であり、雇用実態も不明である。」と回答しており、申立期間①当時の申立人の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②については、申立人は、「正式入社 of 昭和 35 年 4 月までは、C 事業所で臨時職員として働いていた。」と供述しているところ、D 社から提出された人事記録により、申立人は、昭和 35 年 4 月 1 日に試用員として採用され、同年 6 月 1 日に職員として任用されていることが確認できる。

しかし、E（法人）は、「臨時雇用員や試用員に対して、厚生年金保険等への加入取組を勧めるようになったのは、規定により、38年10月1日以降であり、同年9月以前の臨時雇用員や試用員については、当時、厚生年金保険料を控除していないため、厚生年金保険の対象期間にはなり得ない。」と回答している。

さらに、F 共済組合は、「臨時雇用員や試用員は、G 共済組合に加入できなかったため、臨時雇用員や試用員の期間は共済年金の期間とはならない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 2413

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 9 月 1 日から 35 年 3 月 31 日まで

私は、昭和 31 年 9 月から 35 年 3 月末日まで、A 区 B の C 社（現在は、D 社）に在籍しながら、31 年 9 月から E 県 F 郡 G 町の H 社に、35 年 2 月から I 区の J（施設）の事業所に勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているため、訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する郵便はがき、封筒の宛先及び消印により、申立人は、申立期間中の昭和 34 年 2 月時点において H 社に、35 年 3 月時点において J（施設）の事業所に、それぞれ勤務していたことは推認できる。

しかし、D 社は、「当時の資料が無く、申立期間における申立人の勤務実態は不明である。」と回答している上、「H 社は、当社の創業者が設立したが、独立した別の事業所である。」「J（施設）の事業所については、当社の事業所が J（施設）内にあったという記録が無く、当社とは関係の無い事業所である。」と説明しており、申立人の申立期間における勤務実態を確認することができない。

また、H 社は、「当時の資料が無く、申立期間における申立人の勤務実態は不明である。」と回答した上で、「当社は、C 社の創業者が設立したことから、相互に従業員の人事交流があったが、人事上は C 社を退職して新規に採用する取扱いをしていた。」と説明しており、申立人の申立期間における雇用実態を確認することができない。

なお、H 社は、昭和 41 年 3 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所になる前の期間である。

さらに、J（施設）の事業所については、オンライン記録により、I 区

に所在するK事業所及びL事業所という名称の厚生年金保険の適用事業所は確認できない。

加えて、申立人が氏名を挙げた元同僚3名のうち、1名は既に死亡しており、1名は証言を得ることができず、残り1名は所在を確認することができないため、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間に被保険者記録を有する5名に照会したところ、3名から回答を得たが、いずれも申立期間における申立人の勤務実態について証言を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 2414

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年6月1日から37年12月27日まで
② 昭和39年1月1日から43年4月17日まで
③ 昭和54年5月21日から同年10月23日まで

私は、A社には昭和32年6月1日から37年12月26日まで勤めたが、同社での厚生年金保険の加入期間は、32年6月1日から33年6月1日までとなっており、また、B社においても、38年3月5日から43年4月16日までの勤務期間に対し、加入期間は38年3月5日から39年1月1日までであり、さらに、C社においても、52年7月19日から54年10月22日までの勤務期間に対し、加入期間は52年7月19日から54年5月21日までである。

いずれの会社においても、勤務期間に対し厚生年金保険の加入期間が短くなっているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「A社で厚生年金保険の被保険者資格を喪失した昭和33年6月1日以降も、37年12月26日まで勤務し、その勤務期間を通して厚生年金保険に加入していた。」と主張している。

しかしながら、申立人は当時の同僚を記憶していないことから、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において被保険者資格を有する複数の者に照会を行ったが、申立人の勤務期間について証言は得られなかった。

また、当該事業所は昭和35年12月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、事業主の所在は不明であることから、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できない。

なお、オンライン記録によると申立人は、申立期間①のうち、昭和34年6月1日から35年6月1日までの期間において、D社で厚生年金保険に加入していることが確認できるが、「2つの事業所に同時に勤務したことは無い。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間①における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人は、「B社で厚生年金保険の被保険者資格を喪失した昭和39年1月1日以降も、43年4月16日まで勤務し、その勤務期間を通して厚生年金保険に加入していた。」と主張している。

しかしながら、申立期間②当時に当該事業所で社会保険関係の事務を担当していた者は、「申立人のことは覚えているが、いつごろ辞めたかまでは覚えていない。社長の方針は社員を粗末に扱わないというもので、厚生年金保険の資格の取得及び喪失は適切に届け出ていた。」と供述している。

また、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主も既に死亡していることから、申立人の申立期間②における保険料の控除について確認できない。

なお、申立人は、申立期間②とほぼ重複する昭和39年2月1日から47年4月21日までの期間において、E社で厚生年金保険及び雇用保険（雇用保険の加入期間は39年1月24日から47年3月20日まで）に加入しているが、「2つの事業所に同時に勤務したことは無い。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間③について、申立人は、「C社で厚生年金保険の被保険者資格を喪失した昭和54年5月21日以降も、同年10月22日まで勤務し、その勤務期間を通して厚生年金保険に加入していた。」と主張している。

しかしながら、申立人は、当時の同僚を記憶していないことから、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において被保険者資格を有する複数の者に照会を行ったが、申立人のことを記憶している者はおらず、申立人の勤務期間について証言は得られなかった。

また、当該事業所は、「当時の人事記録等の関係資料を既に廃棄したため、申立人の勤務期間、厚生年金保険の加入状況等については不明である。」と回答しており、申立人の申立期間③における保険料の控除について確認できない。

さらに、当該事業所が加盟しているF厚生年金基金における申立人の厚生年金基金の加入記録は、申立人の当該事業所における厚生年金保険の加入記録と一致する。

このほか、申立人の申立期間③における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年11月から31年2月1日まで
② 昭和35年9月から36年3月1日まで

私は、知人の紹介によりA社B事業所で働くことになり、昭和29年11月の第1日曜日にB事業所に到着し、火曜日からC（職種）として働き、34年10月まで勤務した。同年10月からはD社E事業所に勤務していたが、35年9月に元の事業所に戻り、39年7月まで勤務した。申立期間①及び②について厚生年金保険に未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の証言及びD社E事業所からA社B事業所に戻った経緯について申立人が具体的に記憶していることから、申立人が申立期間①及び②においてA社B事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社B事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主も死亡していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

また、申立人が氏名を挙げた元同僚に照会を行ったが、申立人の勤務期間について具体的な証言を得ることはできず、申立期間に係る勤務実態について確認することができない。

さらに、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 2416

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年3月10日から31年5月1日まで
私は、昭和28年8月から31年4月末まで、A社に継続して勤務した。
申立期間が厚生年金保険の加入期間になっていないことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が氏名を挙げた元同僚6名のうち、所在が判明した2名は、申立人を記憶しているが、勤務期間については覚えておらず、ほかの4名は、所在不明又は既に亡くなっているため、供述を得ることができない上、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間に被保険者資格を取得している元同僚3名に照会したところ、所在が判明した1名から回答を得たが、申立人のことを覚えていない。

また、当該事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主は、関連資料等を保存していないことから、申立期間当時の厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年10月1日から50年1月1日まで
私は、昭和44年10月、A社（現在は、B社）C支店にD（職種）として採用され、1年後に同社E支店へ転勤となり、49年12月まで勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社は、「申立人が当社の正社員であれば保存されているはずの人事記録が無いことから、当社とは雇用契約は無く、当社から給与は支払っていない。」、「申立期間当時、F（部門）では、ほかの会社から派遣されたD（職種）を不定期に配置し、来訪したお客様の相談に対応していた。申立人は他社のD（職種）ではないか。」と供述している。

また、G健康保険組合は、「申立人の加入記録は無い。」と回答している。

さらに、申立人は当時の同僚を記憶していないため、同僚等に聞き取り調査を行うことができず、申立期間当時の勤務実態について確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 11 月 1 日から 43 年 1 月 1 日まで
私は、昭和 40 年 11 月 1 日から 42 年 12 月 31 日まで A 事業所 B 店内にあった C 社に勤務したが、その全期間の厚生年金保険の被保険者記録が空白になっていた。同期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の供述により、申立人が C 社に勤務していたことは推認できる。
しかし、当該事業所の事業主は、「当社は、申立期間当時、パートタイマーについては社会保険に加入させない取扱いであったところ、A 事業所内に当社の正社員ではないが D（作業）をしていた者はいたことを当社に長期間勤務している社員は記憶しており、また、当時、当社の正社員であれば、人事記録としての履歴書がすべて保管されているはずであるが、申立人について記録も記憶も無い。」と供述している。

また、申立人は、元同僚の氏名を記憶していないことから、申立期間に当該事業所において厚生年金保険に加入していた複数の元同僚の中から、同一の職場である A 事業所内での勤務経験のある 2 名に照会したが、1 名は申立人を覚えておらず、もう 1 名は、申立人を覚えているが勤務時期については供述を得られず、申立人の申立期間当時の勤務実態について確認することができない。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年10月15日から34年7月1日まで
私は、昭和25年10月15日から34年7月1日まで、A社（現在は、B社）に正社員として継続勤務していたが、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が氏名を挙げた元同僚の厚生年金保険被保険者記録が、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において確認できることから、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該元同僚は既に亡くなっているため、申立人の当時の勤務実態について確認することができない。

また、B社は、「保存期限が過ぎていることから、当時の資料は保存していない。」と回答している上、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間当時に勤務していた複数の同僚に照会したが、申立人を覚えている者はおらず、申立人の申立期間当時の勤務実態について確認することはできない。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月 16 日から 40 年 4 月 3 日まで
私の厚生年金保険の被保険者記録は、脱退手当金を 2 回受給していることになっている。脱退手当金の手続は、A 社を退職し、結婚後に一度手続をしたことがあるが、B 社 C 工場を退職後に手続をした記憶は無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る脱退手当金については、B 社 C 工場における厚生年金保険の被保険者資格の喪失から約 4 か月後、かつ、申立人が次に就職した A 社における被保険者資格を取得する約 8 か月前に当たる昭和 40 年 8 月 25 日に支給決定されていることが確認できる。

また、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、B 社 C 工場の厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金を支給したことを示す「脱」の押印があるなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人は、B 社 C 工場の後に就職した A 社退職後に自ら手続を行い、当該事業所に係る脱退手当金を受給していることを認めているところ、脱退手当金の支給手続を行う場合、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間を合わせて支給手続が行われることから、申立人が、B 社 C 工場を支給対象とはしなかったとする主張は不自然であり、申立人は、支給手続を行う際に、過去に単独で B 社 C 工場に係る脱退手当金を受給したことを承知していたと認められる。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 20 年 3 月 14 日から同年 4 月 1 日まで
② 昭和 20 年 8 月 31 日から 23 年 3 月 1 日まで

私は、A社（現在は、B社）に昭和 19 年 6 月から 50 年 8 月末まで継続して勤務していたが、申立期間①及び②において、厚生年金保険の被保険者記録が無いので、調査をお願いします。

第3 委員会の判断の理由

B社は、申立人が申立期間①及び②においてA社に継続して在籍していたか否かについて「在籍を証明する書類が無いため不明である。」と回答している上、C健康保険組合は、「資料が現存しないため、申立人が申立期間において、継続してD健康保険組合の被保険者であったかどうか確認できない。」と回答していることから、申立人の申立期間当時の勤務実態を確認することができない。

また、本人から申立期間当時に勤務していた支店名を確認することができないことから、元同僚等へ聞き取り調査を行うことができず、申立人の厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

さらに、申立人のA社における申立期間①及び②の前後の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）、被保険者名簿及びオンライン記録を確認したところ、申立人は、同社E支店で昭和 19 年 10 月 1 日に資格を取得し、20 年 3 月 14 日に資格を喪失、同社本店で同年 4 月 1 日に資格を取得し、同年 8 月 31 日に資格を喪失、同社F本部で 23 年 3 月 1 日に資格を取得し、30 年 5 月 1 日に資格を喪失しており、同台帳には同社E支店での 20 年 3 月 14 日及び同社本店での同年 8 月 31 日の喪失原因として、解雇と記録されている。

加えて、厚生年金保険被保険者台帳及び被保険者名簿において、申立期

間①及び②の前後のA社E支店、同社本店及び同社F本部における厚生年金保険被保険者記号番号はすべて別番号になっており、申立人は、それぞれにおける資格取得時に新たに被保険者記号番号の払い出しを受けていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年5月28日から27年6月30日まで
② 昭和28年4月6日から31年11月10日まで
社会保険事務所(当時)に問い合わせたところ、私がA社とB社に勤務していたときの厚生年金保険の被保険者記録が無く、これらの期間については昭和32年6月28日に脱退手当金を受給しているとのことであるが、脱退手当金を受給した覚えは無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金を支給したことを意味する「脱」の表示が記載されているとともに、脱退手当金を支給する場合、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人が勤務した被保険者期間すべてがその計算の基礎とされており、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る被保険者資格喪失日から約7か月後の昭和32年6月28日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 被保険者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 12 月 29 日から 49 年 12 月 31 日まで
私は、申立期間において、A社B支社及び同支社C分室に勤めていたが、当該事業所の厚生年金保険の被保険者記録が無いので、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の退職者の在職在籍証明等を発行しているD（組織）は、「申立人については、昭和 43 年 4 月 1 日から 48 年 12 月 28 日まで、A社B支社における勤務は確認できるが、申立期間において、申立人の在籍は確認できない。」と回答している。

また、同社B支社で申立人と一緒に勤務していた元同僚は、「申立人が結婚するといって、昭和 48 年の暮れに退職したことを覚えており、49 年 2 月に赴任してきた支社長の氏名を申立人が知らないということであれば、48 年 12 月に退職したと思う。」と供述している。

さらに、A社B支社（同支社C分室を含む。）に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 9 月 2 日から 55 年 11 月 30 日まで
私は、A区BにあったC社又はD社に勤務していた期間の厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているので、調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

商業登記簿謄本において、申立人が記憶している元事業主の氏名及び事業所の所在地が確認できることから、勤務期間は特定できないものの、申立人がC社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録において、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない。

また、元事業主は既に死亡しており、当時の状況を聞くことができないが、元事業主の妻は、「夫自身は、厚生年金保険に加入していなかった。」と回答している上、オンライン記録により、元事業主が申立期間に国民年金に加入していることが確認できる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の加入時期から、申立人は、申立期間中の昭和 54 年 6 月ごろに国民年金への加入手続を行い、前職の厚生年金保険被保険者資格の喪失日にさかのぼって国民年金の被保険者資格を強制で取得し、申立期間のうち、53 年 4 月からの保険料を過年度納付するとともに、55 年 11 月まで保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 2425 (事案 458 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年3月から同年12月1日まで

私は、平成21年2月18日付け総務省千葉行政評価事務所長通知により、私が年金記録の訂正を申し立てた3事業所について、いずれも訂正が必要とは認められないとの結論に至った旨通知を受けたが、当時、A区BにあったC社については、未加入期間となっているが、終戦時に同事業所に勤務していたこと、及び同事業所はD(製品)を生産していた重要な協力会社であったことから未加入はあり得ないので、再度、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が自分より先にC社に勤務していたと供述している元同僚2名の当該事業所における厚生年金保険被保険者資格取得日が、申立人と同じ昭和20年12月1日となっていることが確認でき、申立期間において厚生年金保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき平成21年2月18日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回新たにC社における勤務実態について、「昭和20年3月*日の空襲のときには勤務していた。また、同年4月ごろ、空襲で工場が焼けた際、足の親指と額に大けがをしてリヤカーに乗せられて病院に担ぎ込まれた。」と具体的に供述しており、申立期間に係る当該事業所における申立人の勤務実態は推認できる。

しかしながら、申立人同様、当該事業所において昭和20年12月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している4名のうち2名について、申

立人は「1名は工場責任者、もう1名はE（職種）で、2名とも私が入社した20年3月以前から勤務していた。」また、同年8月1日に資格を取得している1名については、「その人には、私が同社に入社したとき、仕事のことで厳しく指導された。その人の資格取得日がそのように遅れていたとは驚いた。」と供述しており、申立人が自身の入社より早く在籍していたと記憶する元同僚の被保険者記録の取得日が申立人と同日であることが確認できる。

これらのことから判断すると、当該事業所は、従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなく、採用してから相当期間経過後に加入させていたと考えられる。

また、申立人が入社した当時、既に勤務していたと記憶している上記3名及び当該事業所の元事業主は、いずれも所在が不明、もしくは亡くなっているため、申立人の申立期間当時の雇用実態について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、ほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 3 月 10 日から 23 年 5 月まで
私の厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社B工場に昭和 23 年 5 月まで勤務したにもかかわらず、申立期間が未加入の期間となっていることが判明した。調査の上、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間においてA社B工場に勤務していた。」と主張している。

しかし、申立人が当時の同僚として氏名を挙げている数名については、いずれも所在が不明である上、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人と同時期に厚生年金保険に加入している 10 名に照会したところ、そのうち 5 名から回答を得たが、申立人を記憶していないことから、申立人の申立期間当時の厚生年金保険の加入状況について確認することはできない。

また、A社B工場については、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主の所在も不明であることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 7 月 21 日から 39 年 10 月 1 日まで

私は、A事業所に1度目に勤務した昭和33年7月5日から36年7月17日までの期間についての脱退手当金は受給したが、2度目に勤務した申立期間の脱退手当金については受給していない。調査の上、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険の被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の前後のB社での被保険者期間及びC社での被保険者期間は未支給となっている。

しかしながら、申立人はB社は3か月間、C社は2か月間と勤務期間が短かったため、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間と認識していなかった旨を供述している上、C社での厚生年金保険記号番号は脱退手当金支給記録のある厚生年金保険記号番号とは別番号で管理されていること、及びB社の未支給期間は、脱退手当金を支給する約4年半も前のことであったこと等を考慮すれば、申立人が脱退手当金を請求する際に当該未支給期間を含めなかったとしても、不自然とは言えない。

また、申立人が2度勤務したA事業所のそれぞれの健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱*」の表示が両名簿とも確認でき、脱退手当金支給時に一体として処理がされたことが考えられる上、申立期間に係るA事業所の被保険者名簿の備考欄に「41.9.17 重複取消」の表示があるが、これは当初2度目にA事業所に勤務したときに1度目とは違う厚生年金保険記号番号が払い出されており、脱退手当金の請求に伴い、厚生年金保険記号番号を重複取消処理したと考

えられる。

さらに、申立人は、「第1回目にA事業所に勤務した後、D社会保険事務所（当時）に行き脱退手当金を受給した。金額は1万円程度だった。」と供述しているが、オンラインの記録上、昭和41年10月7日に支給された脱退手当金の金額は1万2,659円であり、これは、申立人がA事業所に勤務した第1回目及び第2回目の被保険者期間に係る脱退手当金の金額として計算上の誤りは無い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 9 月 1 日から 62 年 1 月 6 日まで
私は、昭和 61 年 9 月 1 日に A 社 (現在は、B 社 C 工場) に入社したが、厚生年金保険の被保険者資格取得日が 62 年 1 月 6 日と記録されている。同じ日に入社した元同僚の資格取得日は同年 9 月 1 日となっているので、私の記録も訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社 C 工場から提出された労働者名簿により、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、B 社 C 工場の事業主は、「申立期間当時の厚生年金保険資格取得日を確認できる資料は保管していないが、申立人の雇用保険の資格取得日が、昭和 62 年 1 月 6 日となっているので、厚生年金保険も同日取得と考えられる。」と回答している。

また、申立人の当該事業所における雇用保険記録の資格取得日は昭和 62 年 1 月 6 日となっていることが確認でき、オンライン記録と一致している。

さらに、申立人が、昭和 61 年 9 月 1 日に申立人と一緒に入社したと供述している元同僚 3 名の厚生年金保険の被保険者資格取得日を確認したところ、1 名は同年 9 月 1 日、2 名は 62 年 1 月 6 日と記録されている上、2 名のうち 1 名は、「昭和 62 年 1 月 6 日までは国民年金に加入していた。」と回答している。

加えて、上記元同僚に申立人を含めた 4 名は、いずれも厚生年金保険と雇用保険の資格取得日が一致していることが確認できる。

これらのことから判断すると、A 社は、従業員の厚生年金保険の加入について、個人によって異なる取扱いをしていたと考えられるが、厚生年金

保険と雇用保険の届出については被保険者資格を同日に取得させていたと考えられる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 12 月 27 日から 11 年 1 月 1 日まで

私は、平成 9 年 1 月に A 社（その後、B 社に商号変更）に入社し、同年 5 月から 10 年 12 月まで厚生年金保険料を給与から控除されているのに、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間とは認められないと社会保険事務所（当時）から回答を受けた。納得できないので、再調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

B 社に申立内容について照会したところ、当時、厚生年金保険料の控除については当月控除であったと回答している上、申立人が保有している平成 10 年 12 月の給与明細書から、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていることが確認できる。

しかし、C 厚生年金基金及び D 健康保険組合の被保険者資格の喪失日は平成 10 年 12 月 27 日となっており、いずれもオンライン記録と一致していることが確認できる。

また、事業主から提出された雇用保険被保険者台帳及び賃金月額表では、申立人について「賃金支払いの態様」欄で日給月給制、「資格喪失日」欄で平成 10 年 12 月 26 日と記載されている上、申立人は給与について日給 1 万 2,000 円に出勤日数をかけた金額であると述べており、申立人が提出した手帳には同日までは出勤したマークの記載があることが確認できる。

一方、厚生年金保険法第 19 条第 1 項によると、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までを算入する。」とされている。

また、同法第 81 条第 2 項によると、「保険料は、被保険者期間の計算の

基礎となる各月につき、徴収するものとする。」とされている。

これらのことから判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者の資格を喪失した月である平成10年12月の厚生年金保険料を控除されたことをもって、同月を申立人の厚生年金保険被保険者期間とすることはできず、申立人の同年12月分の給与から控除された同月分の厚生年金保険料は、事業主が誤って控除したものと考えられる。

このほか、申立てに係る事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は申立期間においては当該事業所に雇用されていたとはいえないことから、厚生年金保険の被保険者期間であったと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 2430

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 9 月 1 日から 35 年 9 月 1 日まで
私は、申立期間当時、夫がA社（現在は、B社）のC出張所長として勤務していたときに、一緒に当該事業所に勤務していた。夫や元同僚には厚生年金保険の加入記録があるのに、私だけが未加入とされていることは納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の仕事の内容に関する具体的な供述及び元同僚の証言から、勤務期間は特定できないものの、申立人は申立期間当時、A社C出張所に勤務していたことは推認できる。

しかし、B社の事業主に申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について照会を行ったが回答は得られず、申立期間当時の状況について確認することができない。

また、C出張所長であった申立人の夫に対し、従業員の厚生年金保険の加入実態について照会を行ったが、「当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 32 年 9 月 1 日時点での従業員数については、私は出向中だったため、はっきり分からない。」と供述している上、申立期間当時の複数の同僚に照会したが、申立期間当時の従業員数について具体的な回答が得られず、従業員のすべてを厚生年金保険の被保険者とする取扱いをしていたか否かについて確認することはできない。

さらに、申立期間において、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月 1 日から 35 年 2 月 1 日まで

私は、昭和 33 年 4 月 1 日から 35 年 2 月 1 日まで、A 区に所在していた B 社に勤務していたが、厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所（当時）に照会したところ、当該期間の加入記録が無いとの回答だった。

在職中、厚生年金保険料を給料から控除されていたはずなので、申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について「B 社に勤務し、厚生年金保険料を給料から控除されていた。」と主張している。

しかし、オンライン記録によると、A 区に所在する B 社という名称の厚生年金保険の適用事業所は確認できない上、所在地を管轄する法務局においても当該事業所の商業登記の記録は確認できない。

また、申立人は、申立期間当時の同僚として 3 名を挙げているが、氏名の一部しか記憶しておらず、個人を特定できないため、同僚への聞き取り調査を行うことができず、申立人の勤務実態等について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない上、口頭意見陳述においても、保険料控除をうかがわせる事情は確認できない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 6 月から 48 年 1 月まで

私は、昭和 47 年 6 月から A 社（現在は、B 社）に継続して勤務していたのに、同社における厚生年金保険の加入日が 48 年 2 月 1 日と記録されていることは納得できない。調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社から提出された給与明細表及び元同僚の証言から、勤務期間は特定できないものの、申立人が申立期間当時、A 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所から提出された給与明細表によると、厚生年金保険料が申立人の給与から控除されるようになったのは、昭和 48 年 2 月からであり、申立期間については保険料は控除されていないことが確認できる上、当該事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人が当該事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得したのは、同年 2 月 1 日であることが確認できる。

また、申立人は当該事業所で厚生年金保険に加入する以前の昭和 47 年 9 月 1 日に、C 健康保険組合で健康保険に加入しており、当該事業所の担当者は、「この当時は、入社後まず健康保険だけ加入させ、その後厚生年金保険に加入させていたようだ。申立人だけが特別なのではなく、多くの社員がそのような記録になっている。」と供述している。

さらに、申立人と同時期に当該事業所で被保険者資格を取得している当時の同僚 7 名に照会したところ、そのうち 6 名から回答があり、いずれも「A 社における申立期間当時の厚生年金保険の適用状況及び保険料の控除

の実態については不明である。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 10 月 9 日から 40 年 11 月 1 日まで

私の夫は、昭和 37 年 9 月から 43 年 7 月 31 日まで A 社に継続して勤務していたにもかかわらず、37 年 10 月 9 日から 40 年 11 月 1 日までの期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いことは納得できない。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、「夫は昭和 37 年 9 月から 43 年 7 月 31 日までの期間、A 社に継続して勤務していた。」と主張している。

しかし、当該事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間当時の事業主は既に死亡していることから、申立期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、所在の確認できた 11 名の元同僚に申立人の勤務実態について照会したところ、回答のあった 7 名の元同僚は、1 名を除き、「申立人のことは記憶に無い。」と回答しており、申立人のことを記憶していると回答のあった元同僚 1 名からは、申立人の勤務期間等の具体的な証言は得られず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

さらに、上記被保険者名簿によると、申立人の当該事業所に係る厚生年金保険の資格取得及び喪失は 2 回記録されており、当該記録は、それぞれ別の手帳記号番号で資格を取得していることが確認できるほか、申立人と同様に 2 回の被保険者の資格取得記録を有する者 6 名を調査した結果、そ

のうちの5名は1度退社した後、再度当該事業所に勤務していたことが確認できることから、当該事業所は、従業員の入退社の実態に基づき被保険者の資格に係る届出を行っていたことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 2434

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 4 月から同年 10 月まで
② 昭和 33 年 5 月から同年 7 月まで
③ 昭和 33 年 8 月から 34 年 7 月まで
④ 昭和 34 年 10 月から同年 12 月まで

私は、昭和 32 年 4 月から同年 10 月までの期間は A 社（現在は、B 社）C 工場の D（部門）に、33 年 5 月から同年 7 月までの期間は E 社に、同年 8 月から 34 年 7 月までの期間は F 社に、同年 10 月から同年 12 月までの期間は G 事業所にそれぞれ勤務しており厚生年金保険に加入していたはずなので、申立期間について厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A 社 C 工場の仕事内容について具体的に供述していることから、勤務期間は特定できないものの、申立期間①当時、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、事業主は、「A 社 C 工場の D（部門）における、当時の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届のコピーを保管しているが、その届出書類には申立人の氏名は無く、申立てどおりの届出及び厚生年金保険料の控除及び納付を行ったか否かについては不明である。」と回答している。

また、A 社 C 工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、複数の当時の同僚に申立人の勤務実態について照会したところ、9 名から回答を得たが、全員が申立人を記憶しておらず、申立人の勤務実態等について証言を得ることができない。

さらに、申立人は、「申立期間①について、臨時工として勤務していた。」と供述しているところ、当該元同僚9名のうち2名は、「A社のH工場に臨時工として入社し、後に正社員となり、申立期間はC工場に勤務していたが、臨時工の期間の厚生年金保険の加入記録は無い。」と供述しており、申立期間①当時は、A社C工場において、臨時工は厚生年金保険に加入させる取扱いをしていなかった可能性がうかがえる。

このほか、申立人の申立期間①における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人はE社における業務内容を詳細に供述していること、及び申立期間に在籍していた元同僚の証言から、勤務期間は特定できないものの、申立期間②当時、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、商業登記によると解散していることが確認でき、当該事業所の清算人は既に死亡していることから、申立人の申立期間②当時の保険料の控除について確認することができない。

また、申立人は当時の同僚を記憶していないことから、E社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、被保険者資格を有する複数の者に申立人の勤務実態について照会したところ、3名から回答を得たが、2名は申立人を記憶しておらず、残りの1名は、「申立人を記憶しているものの、勤務期間については不明である。」と供述しており、申立人の勤務期間について確認することができない。

さらに、当該事業所の上記被保険者名簿に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間③については、オンライン記録によると、F社は平成10年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認でき、申立期間③は適用事業所になる前の期間である。

また、当時の事業主の親族は、「事業主及びその親族はいずれも会話ができない状態であり、申立人に係る申立てどおりの届出及び保険料の控除及び納付については、いずれも不明である。」と回答しており、申立人の申立期間③当時の保険料の控除について確認できない。

さらに、申立人は元同僚として1名を挙げているが、姓のみの記憶であり、個人を特定できないため同僚等に聞き取り調査を行うことができず、申立人の勤務実態等について証言を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間③における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 申立期間④については、オンライン記録によると、G事業所は昭和30年11月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間④において適用事業所であったことは確認できる。

しかしながら、事業主は「昭和34年当時の資料は廃棄されているため、申立人に係る申立てどおりの届出及び保険料の控除及び納付を行ったか否かについては不明である。」と回答しており、申立人の申立期間④当時の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間④当時在籍していた複数の者のうち、連絡先の判明した6名に申立人の勤務実態について照会したところ、そのうち回答のあった3名は、「申立人のことは、記憶に無い。」と回答しており、申立人の申立期間④における勤務実態等について証言を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間④における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 5 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 11 月 1 日から 50 年 3 月 31 日まで

私は、昭和 49 年 11 月 1 日から 50 年 3 月 31 日まで、A（地名）の公共職業安定所に紹介してもらったB（地名）にある米軍用のC事業所に、D（職種）として勤務していたが、この期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、調査して記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、C事業所での具体的な業務内容を供述していることから、勤務期間は特定できないものの、当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、当該事業所は昭和 56 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所になる前の期間である。

また、在日米軍施設等の従業員の雇用、労務管理等を行っている防衛省E防衛局F防衛事務所は、「申立人の勤務記録は無く、厚生年金保険の加入状況については不明である。」と回答している。

さらに、申立人は当時の同僚の氏名を記憶していないことから、同僚等に聞き取り調査を行うことができず、申立人の勤務実態について証言を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 3 月から同年 12 月 10 日まで

私は、A社に昭和 46 年 3 月から 47 年 4 月 19 日まで勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が 46 年 3 月から同年 12 月 10 日まで空白となっているので、調査して記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言から、勤務期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所になったのは昭和 46 年 10 月 1 日であり、申立期間のうち同日以前の期間は、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所になる前の期間である。

また、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間当時の事業主は死亡しているため、厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、所在の確認できた 6 名の元同僚に申立人について照会したところ、回答のあった 2 名の元同僚は、申立人のことを記憶していたが、当時の厚生年金保険料の控除について具体的な証言を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。